

別添

「情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドラインについて」新旧対照表

改正後	改正前
基発 0712 第 4 号 令和元年 7 月 12 日 <u>一部改正</u> 基発 1201 第 8 号 <u>令和 3 年 12 月 1 日</u>	基発 0712 第 4 号 令和元年 7 月 12 日
別記団体の長 殿	別記団体の長 殿
厚生労働省労働基準局長	厚生労働省労働基準局長
情報機器作業における労働衛生管理のための ガイドラインについて	情報機器作業における労働衛生管理のための ガイドラインについて
(略)	(略)
別添	別添
情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドライン	情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドライン
1 はじめに	1 はじめに
(略)	(略)
このような状況を踏まえ、VDT ガイドラインの基本的な考え方について変更せず、従来の視覚による情報をもとに入力操作を行うという作業を引き続きガイドラインの対象としつつ、情報技術の発達や、多様な働き方に対応するよう健康管理を行う作業区分を見直し、その他、最新の学術的知見を踏ま	このような状況を踏まえ、VDT ガイドラインの基本的な考え方について変更せず、従来の視覚による情報をもとに入力操作を行うという作業を引き続きガイドラインの対象としつつ、情報技術の発達や、多様な働き方に対応するよう健康管理を行う作業区分を見直し、その他、最新の学術的知見を踏ま

<p><u>えた見直しを行った。</u></p>	<p><u>え、別添のとおりガイドラインを見直した。</u></p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>4 作業環境管理 作業者的心身の負担を軽減し、作業者が支障なく作業を行うことができるよう、次により情報機器作業に適した作業環境管理を行うこと。</p>	<p>4 作業環境管理 作業者的心身の負担を軽減し、作業者が支障なく作業を行うことができるよう、次により情報機器作業に適した作業環境管理を行うこと。</p>
<p>(1) 照明及び採光 イ (略) ロ ディスプレイを用いる場合の書類上及びキーボード上における照度は 300 ルクス以上とし、作業しやすい照度とすること。 また、ディスプレイ画面の明るさ、書類及びキーボード面における明るさと周辺の明るさの差はなるべく小さくすること。</p>	<p>(1) 照明及び採光 イ (略) ロ ディスプレイを用いる場合の<u>ディスプレイ画面上における照度は 500 ルクス以下</u>、書類上及びキーボード上における照度は 300 ルクス以上<u>を目安</u>とし、作業しやすい照度とすること。 また、ディスプレイ画面の明るさ、書類及びキーボード面における明るさと周辺の明るさの差はなるべく小さくすること。</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>10 配慮事項等</p>	<p>10 配慮事項等</p>
<p>(略)</p> <p>(3) テレワークを行う労働者に対する配慮事項 情報機器ガイドラインのほか、「<u>テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン</u>」(令和3年3月25日付け基発0325第2号、雇均発0325第3号「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイ</p>	<p>(略)</p> <p>(3) テレワークを行う労働者に対する配慮事項 情報機器ガイドラインのほか、「<u>情報通信技術を利用した事業場外勤務の適切な導入及び実施のためのガイドライン</u>」(平成30年2月22日付け基発0222第1号、雇均発0222第1号「情報通信技術を利用した事業場</p>

<p>ドラインについて」別添1) を参照して必要な健康確保措置を講じること。</p> <p>(略)</p> <p>(解説)</p> <p>(略)</p> <p>「4 作業環境管理」について</p> <p>作業環境管理においては、情報機器ガイドラインに掲げる事項のほか、「事業者が講るべき快適な職場環境の形成のための措置に関する指針」(平成4年7月1日付け労働省告示第59号)を参照し、作業者が快適に作業を行うことのできる職場環境の整備を図ることが望ましい。</p> <p>(1) 照明及び採光</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 「書類上及びキーボード上における照度」とは、書類やキーボードなどに入射する光の明るさをいう。</p> <p>「ディスプレイ画面の明るさ、書類及びキーボード面における明るさと周辺の明るさとの差はなるべく小さくすること。」とは、瞳孔は明るさに応じてその大きさを調節しており、一般的に、ディスプレイ画面や書類・キーボード面と周辺の明るさの差が大きいと眼の負担が大きくなるので、なるべく明るさの差を小さくすべきである</p>	<p>外勤務の適切な導入及び実施のためのガイドラインの策定について」別添1) を参照して必要な健康確保措置を講じること。</p> <p>(略)</p> <p>(解説)</p> <p>(略)</p> <p>「4 作業環境管理」について</p> <p>作業環境管理においては、情報機器ガイドラインに掲げる事項のほか、「事業者が講るべき快適な職場環境の形成のための措置に関する指針」(平成4年7月1日付け労働省告示第59号)を参照し、作業者が快適に作業を行うことのできる職場環境の整備を図ることが望ましい。</p> <p>(1) 照明及び採光</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 「ディスプレイ画面上における照度」とは、ディスプレイ画面から発する光の明るさのことではなく、ディスプレイ画面に入射する光の明るさをいう。反射型液晶ディスプレイについては、画面が暗いと見にくいので、一般に、より高い照度が必要となる。</p> <p>「書類上及びキーボード上における照度」とは、書類やキーボードなどに入射する光の明るさをいう。</p> <p>「ディスプレイ画面の明るさ、書類及びキーボード面における明</p>
---	---

という趣旨である。

るさと周辺の明るさとの差はなるべく小さくすること。」とは、瞳孔は明るさに応じてその大きさを調節しており、一般的に、ディスプレイ画面や書類・キーボード面と周辺の明るさの差が大きいと眼の負担が大きくなるので、なるべく明るさの差を小さくすべきであるという趣旨である。

(略)

(略)